

資 格 認 定

資格認定は、本学会に提出された申請書類に基づき、本学会内に設置された資格認定委員会の審議を経て本学会がこれを行う。資格認定委員会は本学会が選出した若干名の委員により構成される。

1. 面接試験申請資格

面接試験申請は以下の6種が該当者となる。

申請者は本学会の正会員で会費を納めている事。ただし以下に示す「認定校（補）A」に限り、正会員資格取得見込みで申請することができる。

1) 「認定校（補）A」

認定校を卒業見込み、または卒業した者で、（補）資格を取得し、同一年度に面接試験を受ける者

2) 「認定校（補）B」

認定校を卒業し（補）資格取得と別年度に面接試験を受ける者

3) 「必修講習会コース（補）A」

本学会音楽療法士認定制度により（補）資格を取得し、同一年度に面接試験を受ける者

4) 「必修講習会コース（補）B」

本学会音楽療法士認定制度により（補）資格を取得し、別年度に面接試験を受ける者

5) 「海外資格取得者」

海外の音楽療法士養成機関などにおいて音楽療法士資格を取得している者、または提出したカリキュラム、修了証明書などの書類審査により認められた者

当該書類の審査は、認定規則検討委員会正副委員長および資格認定委員会委員長が行う

6) 「資格失効者再取得」

日本音楽療法学会認定音楽療法士の資格を失効し、再取得を希望する者

2. 審査報告

資格認定委員会は、申請者が提出した申請書類の審査および面接試験を行い、その結果を本学会理事会に報告する。

3. 通知

理事会は資格認定委員会の報告を受け、適切であると認めた場合は、速やかに申請者本人にその結果を報告する。なお認定した申請者に対しては、認定証を交付する。

I . 「認定校(補)A」用

**認定校を卒業見込み、または卒業した
者で、(補)資格を取得し、同一年度に
面接試験を受ける者**

審査該当者および面接試験内容

資格審査（面接試験）にあたり、審査該当者および面接試験内容について以下のように定める。

【1】面接試験審査の該当者

- 1) 認定校を卒業見込み、または卒業した者で、(補)資格を取得し同一年度に面接試験を受ける者。
- 2) 日本音楽療法学会の会員で会費を納めている者。まだ会員でない場合は、面接試験合格後に正会員登録が可能な者。正会員以外の会員の場合は、面接試験合格後に正会員登録に変更が可能な者。

【2】面接試験内容

面接試験では、口頭試問と実技試験が行われる。

1) 口頭試問

日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格試験（筆記試験）において作成した小論文をもとに音楽療法士としての資質などが確認される。

2) 実技試験

弾き歌いを行う。

伴奏楽器はピアノまたはギター。ギターを使用する場合は持参すること。

その他の携帯伴奏楽器は不可。

曲目は、学会指定の課題曲から選択する。

課題曲は、A群5曲、B群5曲、合計10曲の中からそれぞれ2曲ずつ、計4曲選択し申請する。

その中から、当日指定された1曲の弾き歌いを行う。

※会場によってはピアノではなくキーボードの場合がある。キーボードは61鍵盤（タッチレスポンス付き、サスティンペダル付き）を使用する。

Ⅱ. 「認定校(補)B」用

認定校を卒業し、(補)資格取得と
別年度に面接試験を受ける者

審査該当者および面接試験内容

資格審査（面接試験）にあたり、審査該当者および面接試験内容について以下のように定める。

【1】面接試験審査の該当者

- 1) 認定校を卒業し、認定音楽療法士（補）資格を取得した者のうち、（補）資格取得と別年度に面接試験を受ける者。
- 2) 日本音楽療法学会正会員で会費を納めている者。

【2】面接試験内容

面接試験では口頭試問と実技試験が行われる。

1) 口頭試問

口頭試問により音楽療法士としての資質などが確認される。

口頭試問の資料として以下の2つから選択し提出する。

- ①事例レポート
- ②面接試験当日、指定されたテーマで作成した小論文

2) 実技試験

弾き歌いを行う。

伴奏楽器はピアノまたはギター。ギターを使用する場合は持参すること。

その他の携帯伴奏楽器は不可。

曲目は、学会指定の課題曲から選択する。

課題曲は、A群5曲、B群5曲、合計10曲の中からそれぞれ2曲ずつ、計4曲選択し申請する。

その中から、当日指定された1曲の弾き歌いを行う。

※会場によってはピアノではなくキーボードの場合がある。キーボードは61鍵盤（タッチレス
ボンス付き、サスティンペダル付き）を使用する。

Ⅲ. 「必修講習会コース(補)A」用

審査該当者および面接試験内容

資格審査（面接試験）にあたり、審査該当者及び面接試験内容について以下のように定める。

【1】面接試験審査の該当者

- 1) 日本音楽療法学会音楽療法士認定制度により（補）資格を取得し、同一年度に面接試験を受ける者。
- 2) 日本音楽療法学会正会員で会費を納めている者。

【2】面接試験内容

面接試験では口頭試問と実技試験が行われる。

1) 口頭試問

日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格試験（筆記試験）において作成した小論文および提出した事例レポート2本をもとに音楽療法士としての資質などが確認される。

2) 実技試験

弾き歌いを行う。

伴奏楽器はピアノまたはギター。ギターを使用する場合は持参すること。

その他の携帯伴奏楽器は不可。

曲目は、学会指定の課題曲から選択する。

課題曲は、A群5曲、B群5曲、合計10曲の中からそれぞれ2曲ずつ、計4曲選択し申請する。

その中から、当日指定された1曲の弾き歌いを行う。

※会場によってはピアノではなくキーボードの場合がある。キーボードは61鍵盤（タッチレスポンス付き、サスティンペダル付き）を使用する。

IV. 「必修講習会コース(補)B」用

審査該当者および面接試験内容

資格審査（面接試験）にあたり、審査該当者及び面接試験内容について以下のように定める。

【1】面接試験審査の該当者

- 1) 日本音楽療法学会音楽療法士認定制度により認定音楽療法士（補）資格を取得し、別年度に面接試験を受ける者。
- 2) 日本音楽療法学会正会員で会費を納めている者。

【2】面接試験内容

面接試験では口頭試問と実技試験が行われる。

1) 口頭試問

面接試験当日、指定されたテーマで作成した小論文および提出した事例レポート2本をもとに、音楽療法士としての資質などが確認される。

2) 実技試験

弾き歌いを行う。

伴奏楽器はピアノまたはギター。ギターを使用する場合は持参すること。

その他の携帯伴奏楽器は不可。

曲目は、学会指定の課題曲から選択する。

課題曲は、A群5曲、B群5曲、合計10曲の中からそれぞれ2曲ずつ、計4曲選択し申請する。

その中から、当日指定された1曲の弾き歌いを行う。

※会場によってはピアノではなくキーボードの場合がある。キーボードは61鍵盤（タッチレスポンス付き、サスティンペダル付き）を使用する。

V. 「海外資格取得者」用

審査該当者および面接試験内容

資格審査（面接試験）にあたり、審査該当者および面接試験内容について以下のように定める。

【1】面接試験審査の該当者

- 1) 海外の音楽療法士養成機関などにおいて音楽療法士資格を取得している者、または提出したカリキュラム、修了証明書などの書類審査により認められた者。
 - 2) 日本音楽療法学会正会員で会費を納めている者。
 - 3) 海外において音楽療法士資格を取得した後、日本において主セラピストとして1年以上の音楽療法の臨床経験がある者。
 - * 臨床経験の内容は、音楽を使用し、心身に何らかの病気、障害のある人を対象とし、その障害の軽減を目的とした臨床経験、または心身の病気・障害の予防を目的とした経験であること。
 - * 臨床経験の数え方は、上記の臨床活動を12ヶ月間に40日行った場合に臨床経験1年と数える。12ヶ月を待たずに40日に達しても、活動開始から12ヶ月経過したときに臨床経験1年と数える。12ヶ月以内に40日に達しない場合には、40日に達した月をもって1年の臨床経験と数える。なお、その活動が同日に複数の場所で複数回行っても1日と数える。1日に行った活動の時間数は問わない。
- 例：心身に何らかの病気、障害のある人を対象としたピアノのレッスンを4月から月1回行った場合、その1日に行うレッスン数、対象人数、総時間数には関係なく、40日に達するのはレッスン開始3年後の7月になる。
- （1日、10人を対象に総時間5時間行っても、上記の計算となる）
- 4) 日本音楽療法学会または支部主催の学術大会に1回以上参加した者。

【2】面接試験内容

面接試験では口頭試問と実技試験が行われる。

- 1) 口頭試問
 - 事例レポートをもとに臨床経験などに関する口頭試問が行われ、音楽療法士としての資質などが確認される。
- 2) 実技試験
 - 弾き歌いを行う。
 - 伴奏楽器はピアノまたはギター。ギターを使用する場合は持参すること。
 - その他の携帯伴奏楽器は不可。
 - 曲目は、学会指定の課題曲から選択する。
 - 課題曲は、A群5曲、B群5曲、合計10曲の中からそれぞれ2曲ずつ、計4曲選択し申請する。
 - その中から、当日指定された1曲の弾き歌いを行う。
 - * 会場によってはピアノではなくキーボードの場合がある。キーボードは61鍵盤（タッチレスポンス付き、サスティンペダル付き）を使用する。

VI. 「資格失効者再取得」用
日本音楽療法学会認定音楽療法士
の資格を失効し、再度同資格の
取得を希望する者

審査該当者および面接試験内容

資格審査（面接試験）にあたり、審査該当者および面接試験内容について以下のように定める。

【1】面接試験審査の該当者

- 1) 日本音楽療法学会認定音楽療法士の資格を失効し、再取得を希望する者。
- 2) 日本音楽療法学会正会員で会費を納めている者。

【2】面接試験内容

面接試験では、口頭試問と実技試験が行われる。

1) 口頭試問

口頭試問により音楽療法士としての資質などが確認される。

口頭試問の資料として事例レポート2本を提出する。

2) 実技試験

弾き歌いを行う。

伴奏楽器はピアノまたはギター。ギターを使用する場合は持参すること。

その他の携帯伴奏楽器は不可。

曲目は、学会指定の課題曲から選択する。

課題曲は、A群5曲、B群5曲、合計10曲の中からそれぞれ2曲ずつ、計4曲選択し申請する。

その中から、当日指定された1曲の弾き歌いを行う。

※会場によってはピアノではなくキーボードの場合がある。キーボードは61鍵盤（タッチレス
ポンス付き、サスティンペダル付き）を使用する。